

(別表 1)

基本指数…いずれかひとつを選択

保育が必要 な事由	基準	基本指数
就労 ※ 1、2	週40時間以上就労している	40
	週35時間以上40時間未満就労している	35
	週30時間以上35時間未満就労している	30
	週25時間以上30時間未満就労している	25
	週20時間以上25時間未満就労している	20
	内職従事者である	20
	就労している（上記以外）	15
介護・ 看護	要介護 3 以上又は障害支援区分 4 以上の親族を介護又は看護している	35
	要支援 2・要介護 1・2 又は障害支援区分 2・3 の親族を介護又は看護している	20
	身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	身体障害者手帳 3 級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	療育手帳 A 判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	療育手帳 B 判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	介護又は看護している（上記以外）	10
災害	災害復旧に当たっている	40
就学・ 職業 訓練	週40時間以上学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	40
	週35時間以上40時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	35
	週30時間以上35時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	30
	週25時間以上30時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	25
	週20時間以上25時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	20
	就学している（上記以外）	15
求職	求職中である	5
出産	妊娠中であるか、出産後間がない（出産日から起算して概ね 2 か月）	15
疾病等	入院又はそれと同等程度の治療や安静を要する	40
	介護保険施設、障害者施設に入所している	40
	寝たきりである	40
	要介護 3 以上又は障害支援区分 4 以上の判定を受けている	40
	要支援 2・要介護 1・2 又は障害支援区分 2・3 の判定を受けている	35
	要支援 1 又は障害支援区分 1 の判定を受けている	25
	身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている	40
	身体障害者手帳 3 級の交付を受けている	35
	身体障害者手帳 4 級の交付を受けている	25
	身体障害者手帳 5・6 級の交付を受けている	20
	療育手帳 A 判定の交付を受けている	40
	療育手帳 B 判定の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている	40
	精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けている	25
	障害又は傷病により、保育が困難な状態である（上記以外）	15
その他	保護者、世帯又は申込児童の状況から、市長が特に保育が必要であると認めるもの	※ 3

※ 1 就労時間には休憩時間を含む。

※ 2 短時間勤務制度を取得する場合でも取得前の就労時間で指数付けを行う。

※ 3 市長が定める。